

新型コロナウイルスに関するお知らせ

1月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、埼玉県を含む1都3県に、緊急事態宣言が発出されました。皆さん一人ひとりが改めて行動を見直し、これまで以上に感染防止策を行っていただくようお願いいたします。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



発熱などの症状がある場合は 受診の前に医療機関に電話で相談を！



他の患者や医療従事者などへの感染防止のため、医療機関に直接行かないでください。
また、診療の時間帯などを分けている場合がありますので、事前に受診方法を確認してください。

受診方法の調べ方

■ ホームページで確認する

埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム
新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなど発熱患者等の診療・検査を行う医療機関を確認できます。

埼玉県 診療・検査 検索



■ 電話(相談する医療機関に迷うとき)

埼玉県受診・相談センター

TEL 762・8026【日曜日を除く、9時～17時30分】

FAX 816・5801

上記以外の時間は、県民サポートセンターへ。

TEL 0570・783・770(24時間)、FAX 830・4808

● 新型コロナウイルス感染症に関する一般的な健康相談

さいたま市新型コロナ冬期サポートダイヤル

TEL 782・5225【日曜日を除く、9時～17時】

FAX 782・5278

● 不安・ストレスによる心の悩み

こころの健康センター

TEL 762・8548【土・日曜日、祝・休日を除く、9時～17時】

FAX 711・8907



窓口などでの接触機会をなるべく避けましょう

■ 電子申請・届出サービスをご活用ください

自宅や職場などのパソコンやスマートフォンから、各種申請や届出を行うことができます。
利用可能な手続きについては、市ホームページをご覧ください。

問合せ | 情報政策部 TEL 829・1103、FAX 829・1969



■ 証明書などの取得はコンビニエンスストアをご利用ください

マイナンバーカードを所持している方は、住民票、戸籍、印鑑証明書、最新年度の個人市民税・県民税の証明書を、コンビニエンスストアで取得できます。詳しくは、コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付(コンビニ交付)のホームページをご覧ください。

問合せ | 区政推進部(住民票、戸籍、印鑑証明書) TEL 829・1833、FAX 829・1992

税制課(個人市民税・県民税の証明書) TEL 829・1159、FAX 829・1986



■ 市税の相談は電話やメールをご利用ください

市税の相談先やメールでの問合せについて詳しくは、市ホームページをご覧ください。

なお、市税に関する申告・申請は、一部を除き郵送でも行うことができます。

問合せ | 税制課 TEL 829・1159、FAX 829・1986



新型コロナウイルス感染症対策のための寄附を受け付けています

新型コロナウイルスの影響を受けている方への支援などに活用します。

問合せ | 財政課
TEL 829・1155
FAX 829・1974



新型コロナウイルスに関する最新情報は、市ホームページをご覧ください。
また、テレビ埼玉のデータ放送でも市からのお知らせをご覧いただけます。

各種支援を実施しています



新型コロナウイルスの影響により、支払いや納付などが難しいときは、各種支援を受けられる場合があります。それぞれ手続きや対象要件がありますので、詳しくは、市ホームページ又は各問合せへ。

種別		内容	問合せ	
個人向け支援	住居確保給付金	離職等により住居を喪失又はその恐れがある場合、求職活動を行うことなどを要件に、一定期間、家賃相当額(上限あり)を家主等に直接支給します。	生活自立・仕事相談センター (各区福祉課内)	
	給付 傷病手当金 (国民健康保険・後期高齢者医療制度)	令和2年1月1日～3年3月31日に新型コロナウイルスに感染した、又は発熱などの症状で感染が疑われ、会社等を休んだことで給与収入が得られなかった方を対象に支給します。	各区保険年金課	
	ひとり親世帯 臨時特別給付金	収入が減少したひとり親世帯を対象に支給します。※所得の制限があります。申請期限:2月28日(日)	子育て支援政策課 ☎829・1270、FAX829・1960	
	生活福祉資金貸付制度における特例貸付	休業等により収入が減少した世帯を対象に、貸付制度の特例措置を実施しています。※電話で相談を受け付けています。	市社会福祉協議会(コロナ貸付窓口) ☎050・5491・0234、FAX755・9528 【月～金曜日(祝・休日を除く)9時～16時】	
事業者向け支援	埼玉県感染防止対策協力金	埼玉県からの営業時間短縮の要請に協力いただいた事業者を対象に、埼玉県感染防止対策協力金を支給します。	埼玉県中小企業等支援相談窓口 ☎0570・000・678【9時～18時】	
	さいたま市感染拡大防止対策協力事業者支援金	大宮区内の酒類の提供を行う飲食店等で、令和2年12月4日～17日の埼玉県からの営業時間短縮要請に協力し、「埼玉県感染防止対策協力金(第1期)」の支給決定を受けた事業者を対象に、1店舗当たり14万円を支給します。申請期限:3月1日(消印有効)	さいたま市感染拡大防止対策協力事業者支援金ダイヤル ☎829・1697、FAX829・1944 【月～金曜日(祝・休日を除く)9時～17時】	
	生産性革命推進事業効果促進補助金	国が行う「ものづくり補助金」、「IT導入補助金」、「小規模事業者持続化補助金」の交付を受ける市内事業者を対象に、自己負担額の一部を補助します。	経済政策課 ☎829・1362、FAX829・1944	
	緊急特別資金融資(新型コロナウイルス対応)	市内事業者を対象に、利率年0.7%、8,000万円を上限に融資の申込みを受け付けます。	(公財)市産業創造財団 ☎851・6391、FAX851・6392 【月～金曜日(祝・休日を除く)8時30分～17時】	
	中小企業小口資金融資	利率を年1.2%から0.6%に引き下げ、既往債務を借換可能にしました。		
	創業支援資金融資	利率を年0.8%から0.6%に引き下げました。		
猶予・減免・控除	市税等	軽自動車税の軽減	購入時に支払う環境性能割を軽減する特例措置を令和3年3月31日まで延長します。	市民税課 ☎829・1913、FAX829・1986
		寄附金控除	中止や延期などとなった一定のイベントについて、払戻しを受けなかったチケット代金等を個人市民税等の寄附金控除の対象とします。	
		個人市民税等の控除 住宅ローン控除	住宅建設の遅延などにより、令和2年12月末までに入居ができなかった場合でも、3年12月末までに入居するなど、一定の要件を満たすときは同等の控除を受けられます。	
	各種保険料(税)	国民健康保険税の減免	一定程度の収入が減少した方などを対象に、減免します。申請期限:3月1日(消印有効)	各区保険年金課
		後期高齢者医療保険料の減免・猶予	一定程度の収入が減少した方などを対象に、減免・納付猶予します。	
		国民年金保険料の免除・猶予	一定程度の収入が減少した方などを対象に、免除・納付猶予します。※申請には所得の申立書(臨時特例用)の添付が必要です。また、学校側の都合で在学証明書などが添付できない場合でも、学生納付特例の申請を受け付けます。	各年金事務所 大宮 ☎652・3399、FAX652・4700 浦和 ☎831・1638、FAX833・7019 春日部 ☎737・7112、FAX737・7039 各区保険年金課
		介護保険料の減免・猶予	事業収入等が減少(前年の30%以上)するなど、一定の要件を満たす方を対象に、減免・納付猶予します。	各区高齢介護課
公共料金	水道料金・下水道使用料の猶予	支払いが困難な場合は、支払いを猶予します。	水道局電話受付センター ☎665・3220、FAX665・5536 各水道営業所 北部 ☎714・9905、FAX653・0089 南部 ☎714・9916、FAX832・2899	
	その他の公共料金	支払いが困難な場合は、各事業者へ相談してください。	加入・契約している各事業者	

自分や大切な人をまもるため、接触確認アプリなどを活用しましょう

新型コロナウイルス接触確認アプリ(略称COCOA)

新型コロナウイルスの陽性者と接触した可能性がある場合に、スマートフォンアプリで通知を受け取ることができます。詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。



埼玉県LINEコロナお知らせシステム

不特定多数の人が利用する施設や店舗などに掲示された二次元コードを読み取ると、その施設等で新型コロナウイルスの陽性者が発生した場合に情報を受け取れます。詳しくは、県ホームページをご覧ください。



令和3年1月15日時点の情報をもとに作成しています。